



宮 崎 県 公 報

令和3年10月7日(木曜日) 第 244 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則…………… (財産総合管理課) 1	
告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 2	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 3	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3	
○民有林の保安林の指定 (3件) …………… (自然環境課) 3	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4	
○道路の占用を制限する区域の指定 (4件) …… (“) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5	
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (“) 5	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 11	

公 告

○准看護師試験の実施…………… (医療業務課) 15
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 15
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 16
○土地改良区の定款変更の認可…………… (“) 16
○入札公告…………… 16
○落札者等の公告…………… 17
病院局公告
○入札公告 (5件) …………… 17
○落札者等の公告…………… 22
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 22
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 22
○不在者投票のできる施設の指定…………… 22
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 22
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 23

規 則

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年10月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第54号

宮崎県東京学生寮管理規則の一部を改正する規則

宮崎県東京学生寮管理規則 (昭和47年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入寮資格) 第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 (1) 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第 104条第4項第2号に規定する教育施設のうち学生の身分が公務員でないものの第1学年 (専修学校にあっては、修業年限2年以上の専門課程の第1学年に限る。以下同じ。) に入学することが決定した男子又は第1学年に在学する男子で、その者の生計を主として維持する者 (以下「保護者」という。) が宮崎県内に居住する者 (2)~(5) [略] (入寮期間) 第7条 入寮期間は、その年の4月1日から起算して2年間とする	(入寮資格) 第2条 学生寮に入寮できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。 (1) 東京都の区域及びその周辺の地域に所在する学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学、短期大学若しくは専修学校又は同法第 104条第7項第2号に規定する教育施設のうち学生の身分が公務員でないものの第1学年 (専修学校にあっては、修業年限2年以上の専門課程の第1学年に限る。以下同じ。) に入学することが決定した男子又は第1学年に在学する男子で、その者の生計を主として維持する者 (以下「保護者」という。) が宮崎県内に居住するもの (2)~(5) [略] (入寮期間) 第7条 入寮期間は、入寮する年度の4月1日から起算して2年を

。ただし、入寮者のうち知事が特に必要と認める者については、2年間を限度として延長することができる。

超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項の規定により入寮期間を定めた場合は、入寮者に当該入寮期間を通知するものとする。

別記様式第 1 号中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に、「3箇月」を「6か月」に改め、「㊟」を削り、

「
中 の
学 校
卒 業
後 歴
」
を
「
中教の
学育学
校学歴
又校及
は卒
び
義業職
務後歴
」
に、「一人」を「1人」に改める。

別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号中「㊟」を削る。

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に宮崎県東京学生寮に入寮している者の入寮期間に関しては、この規則による改正後の第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県東京学生寮管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 741号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
土持歯科医院	都城市上川東 1 丁目18 号10番地	令和 3 年 7 月31日

宮崎県告示第 742号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
土持歯科医院	都城市上川東 1 丁目18 号10番地	令和 3 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 743号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
土持和彦	都城市上川東1丁目18号10番地	土持歯科医院	都城市上川東1丁目18号10番地	令和3年7月31日

宮崎県告示第 744号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4522140070	グループホーム グリーンハート3 号館	東臼杵郡門川町大字 門川尾末8829番 地25	特定非営利活動法 人ネットワーク福 祉会	児湯郡川南町大字 川南 14389番地31	令和3年10月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 745号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
3年-12	映画	すけべ繁忙期 モーレッツたらし込み	加藤組 <オーピー映画>	令和3年9 月27日
3年-13	映画	休暇 (原題) A BREAK ALONE	エスピーオー (韓国)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 746号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字稲葉野己 140-12、己 144-12、己 144-13
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 747号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字坂下己 320-5
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 748号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字松ヶ尾 956- 276、956- 278、956- 280、956- 287、956- 289、956- 290、956- 292から 956- 301まで、956- 304から 956- 312まで、956- 315、956- 316、956- 321、956- 323、956- 403

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 749号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 10 月 7 日から同年同月 21 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字片地戌90番4地先から同市同町板下同字戌70番1地先まで	令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県告示第 750号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 3 年 10 月 7 日から同年同月 21 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川 575番 1 地先から同郡同町同大字同字 577番 5 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 10 月 22 日

宮崎県告示第 751号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 3 年 10 月 7 日から同年同月 21 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川 572番 1 地先から同郡同町同大字同字 572番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 10 月 22 日

宮崎県告示第 752号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 3 年 10 月 7 日から同年同月 21 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字川崎3895

		番7地先から同郡同町同大字同字3895番1地先まで
2	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
3	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
4	占用の制限の開始の期日	令和3年10月22日

宮崎県告示第 753号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	日南市北郷町北河内字辰喰5957番2地先から同市同町北河内字大岩之下6016番3地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和3年10月22日

宮崎県告示第 754号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 長遊園地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	都城市高野町2874番2
2	” ” 2874番2

3	” ”	2900番
4	” ”	2900番
5	” ”	2900番
6	” ”	2874番2
7	” ”	2874番2

宮崎県告示第 755号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第 1 項の規定により、平成19年宮崎県告示第 430号、平成20年宮崎県告示第 200号、平成18年宮崎県告示第 196号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	正 応 寺 谷	04- 202- 1 - 002	土 石 流
	建 立 寺 谷 1	04- 202- 1 - 003	土 石 流
	建 立 寺 谷 2	04- 202- 1 - 004	土 石 流
	下 川 崎 谷	04- 202- 1 - 014	土 石 流
	関之尾谷1	04- 202- 1 - 023	土 石 流
	関之尾谷2	04- 202- 1 - 024	土 石 流
	関之尾谷3	04- 202- 1 - 025	土 石 流
	内 山 谷 1	04- 202- 2 - 002	土 石 流
	内 山 谷 2	04- 202- 2 - 003	土 石 流
	中尾原- 1	I - 1 - 0557	急傾斜地の崩壊
	庄 内 西	I - 1 - 0558	急傾斜地の崩壊
	今 屋	I - 1 - 0560	急傾斜地の崩壊
	乙 房	I - 1 - 0563	急傾斜地の崩壊
	川 原 谷	I - 1 - 0578	急傾斜地の崩壊
	西 区	I - 1 - 0585	急傾斜地の崩壊
菓子野小	I - 1 - 3177	急傾斜地の崩壊	
建 立 寺	I - 1 - 3179	急傾斜地の崩壊	
平 田 - 1	I - 1 - 3182	急傾斜地の崩壊	

長谷谷 1	I-1-3207	急傾斜地の崩壊	上安久-3	III-1-9454	急傾斜地の崩壊
湯之元-1	I-1-3209	急傾斜地の崩壊	建立-1	III-1-9455	急傾斜地の崩壊
湯之元 2	I-1-3210	急傾斜地の崩壊	建立-2	III-1-9456	急傾斜地の崩壊
湯之元-4	I-1-3212	急傾斜地の崩壊	湯之元-9	III-1-9457	急傾斜地の崩壊
川原谷-1	I-1-3217	急傾斜地の崩壊	母智丘-1	I-1-3184	急傾斜地の崩壊
今屋-1	I-2-0219	急傾斜地の崩壊	母智丘-2	II-1-4807-1	急傾斜地の崩壊
中尾原	II-1-0584	急傾斜地の崩壊	母智丘-2	II-1-4807-2	急傾斜地の崩壊
今屋-3	II-1-2072	急傾斜地の崩壊			
宮島-1	II-1-4792	急傾斜地の崩壊			
菓子野-1	II-1-4793	急傾斜地の崩壊			
鶴之島	II-1-4795	急傾斜地の崩壊			
筋-1	II-1-4802	急傾斜地の崩壊			
筋-2	II-1-4803	急傾斜地の崩壊			
筋-3	II-1-4804	急傾斜地の崩壊			
下平田-1	II-1-4805	急傾斜地の崩壊			
母智丘-3	II-1-4808	急傾斜地の崩壊			
母智丘-4	II-1-4809	急傾斜地の崩壊			
中尾原-2	II-1-4952	急傾斜地の崩壊			
今屋-2	II-1-4954	急傾斜地の崩壊			
仙人谷-2	II-1-4971	急傾斜地の崩壊			
川原谷-2	II-1-4973	急傾斜地の崩壊			
川原谷-3	II-1-4974	急傾斜地の崩壊			
菓子野-5	III-1-9339	急傾斜地の崩壊			
宮島-2	III-1-9342	急傾斜地の崩壊			
宮島-3	III-1-9343	急傾斜地の崩壊			
宮島-4	III-1-9344	急傾斜地の崩壊			
筋-4	III-1-9354	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 756号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	青井岳	11-1	地滑り
	平八重	12-1	地滑り
	東霧島	14-04	地滑り
	川内谷	04-342-1-012	土石流
	村前谷	04-342-1-013	土石流
	正近谷川	04-342-2-014	土石流
	大谷谷	04-202-1-001	土石流
	正応寺谷	04-202-1-002	土石流
	建立寺谷1	04-202-1-003	土石流
	建立寺谷2	04-202-1-004	土石流
	眉白山谷	04-202-1-008	土石流
	下川崎谷	04-202-1-014	土石流

下川崎谷-新①	04-202-1-014-新①	土 石 流		岳之下2	I-1-0574	急傾斜地の崩壊
関之尾谷1	04-202-1-023	土 石 流		城山西側	I-1-0575	急傾斜地の崩壊
関之尾谷2	04-202-1-024	土 石 流		玉 利	I-1-0577	急傾斜地の崩壊
関之尾谷3	04-202-1-025	土 石 流		玉利-新①	I-1-0577-新①	急傾斜地の崩壊
湯之元谷3	04-202-2-001	土 石 流		玉利-新②	I-1-0577-新②	急傾斜地の崩壊
内山谷1	04-202-2-002	土 石 流		玉利-新③	I-1-0577-新③	急傾斜地の崩壊
内山谷2	04-202-2-003	土 石 流		川原谷	I-1-0578	急傾斜地の崩壊
荒 川	I-1-0552	急傾斜地の崩壊		大 谷	I-1-0581	急傾斜地の崩壊
荒川-新①	I-1-0552-新①	急傾斜地の崩壊		西 区	I-1-0585	急傾斜地の崩壊
荒川-新②	I-1-0552-新②	急傾斜地の崩壊		藪 内	I-1-0626	急傾斜地の崩壊
関 之 尾	I-1-0553	急傾斜地の崩壊		城 園 1	I-1-0627	急傾斜地の崩壊
関之尾-新①	I-1-0553-新①	急傾斜地の崩壊		木 上	I-1-0628	急傾斜地の崩壊
関之尾-新②	I-1-0553-新②	急傾斜地の崩壊		木上新①	I-1-0628-新①	急傾斜地の崩壊
上 川 崎	I-1-0554	急傾斜地の崩壊		諏 訪 前	I-1-0630	急傾斜地の崩壊
川 崎	I-1-0555	急傾斜地の崩壊		向 原	I-1-0636	急傾斜地の崩壊
下 川 崎	I-1-0556	急傾斜地の崩壊		下 長 飯	I-1-2070	急傾斜地の崩壊
下川崎-新①	I-1-0556-新①	急傾斜地の崩壊		関之尾2	I-1-2071	急傾斜地の崩壊
中尾原-1	I-1-0557	急傾斜地の崩壊		菓子野小	I-1-3177	急傾斜地の崩壊
庄 内 西	I-1-0558	急傾斜地の崩壊		建 立 寺	I-1-3179	急傾斜地の崩壊
庄 内 東	I-1-0559	急傾斜地の崩壊		平 田 - 1	I-1-3182	急傾斜地の崩壊
今 屋	I-1-0560	急傾斜地の崩壊		岳之下3	I-1-3188	急傾斜地の崩壊
上 平 田	I-1-0562	急傾斜地の崩壊		都 島 - 2	I-1-3189	急傾斜地の崩壊
上平田-新①	I-1-0562-新①	急傾斜地の崩壊		都島公園入口	I-1-3190	急傾斜地の崩壊
乙 房	I-1-0563	急傾斜地の崩壊		本 城	I-1-3191	急傾斜地の崩壊
岳 之 下	I-1-0573	急傾斜地の崩壊		関之尾3	I-1-3200	急傾斜地の崩壊
				上川崎-1	I-1-3201	急傾斜地の崩壊

下川崎-1	I-1-3203	急傾斜地の崩壊	筋 - 3	II-1-4804	急傾斜地の崩壊
下川崎-2	I-1-3204	急傾斜地の崩壊	下平田-1	II-1-4805	急傾斜地の崩壊
下川崎-3	I-1-3205	急傾斜地の崩壊	母智丘-3	II-1-4808	急傾斜地の崩壊
山内-1	I-1-3206	急傾斜地の崩壊	母智丘-3 -新①	II-1-4808-新①	急傾斜地の崩壊
長谷谷-1	I-1-3207	急傾斜地の崩壊	母智丘-4	II-1-4809	急傾斜地の崩壊
湯之元-1	I-1-3209	急傾斜地の崩壊	母智丘-5	II-1-4810	急傾斜地の崩壊
湯之元-2	I-1-3210	急傾斜地の崩壊	大根田-新 ①	II-1-4820-新①	急傾斜地の崩壊
湯之元-3	I-1-3211	急傾斜地の崩壊	大根田-新 ②	II-1-4820-新②	急傾斜地の崩壊
湯之元-4	I-1-3212	急傾斜地の崩壊	大根田-新 ③	II-1-4820-新③	急傾斜地の崩壊
湯之元-6	I-1-3214	急傾斜地の崩壊	大根田-新 ④	II-1-4820-新④	急傾斜地の崩壊
湯之元-7	I-1-3215	急傾斜地の崩壊	大根田-新 ⑤	II-1-4820-新⑤	急傾斜地の崩壊
川原谷-1	I-1-3217	急傾斜地の崩壊	片平-1	II-1-4823	急傾斜地の崩壊
門貫-1	I-1-3218	急傾斜地の崩壊	片平-2	II-1-4824	急傾斜地の崩壊
山内-2- 新①	I-1-3220-新①	急傾斜地の崩壊	上ノ原	II-1-4825	急傾斜地の崩壊
山内-2- 新②	I-1-3220-新②	急傾斜地の崩壊	下郡元-1	II-1-4826	急傾斜地の崩壊
川内-1	I-1-3236	急傾斜地の崩壊	下郡元-2	II-1-4827	急傾斜地の崩壊
正近-1	I-1-3238	急傾斜地の崩壊	下郡元-3	II-1-4828	急傾斜地の崩壊
今屋-1	I-2-0219	急傾斜地の崩壊	下郡元-3 -新①	II-1-4828-新①	急傾斜地の崩壊
下長飯-1	I-2-0222	急傾斜地の崩壊	中原-2	II-1-4831	急傾斜地の崩壊
中尾原	II-1-0584	急傾斜地の崩壊	原村-1	II-1-4832	急傾斜地の崩壊
今屋-3	II-1-2072	急傾斜地の崩壊	岳之下5	II-1-4834	急傾斜地の崩壊
宮島-1	II-1-4792	急傾斜地の崩壊	都島-3	II-1-4835	急傾斜地の崩壊
菓子野-1	II-1-4793	急傾斜地の崩壊	大岩田-1	II-1-4842	急傾斜地の崩壊
鶴之島	II-1-4795	急傾斜地の崩壊	大岩田-2	II-1-4843	急傾斜地の崩壊
筋 - 1	II-1-4802	急傾斜地の崩壊			
筋 - 2	II-1-4803	急傾斜地の崩壊			

大岩田-2 -新①	II-1-4843-新①	急傾斜地の崩壊	中原-4	II-1-5059	急傾斜地の崩壊
月野原-1	II-1-4940	急傾斜地の崩壊	中原-5	II-1-5060	急傾斜地の崩壊
上川崎-2	II-1-4948	急傾斜地の崩壊	岩崎-1	II-1-5064	急傾斜地の崩壊
上川崎-3	II-1-4949	急傾斜地の崩壊	正近-5	II-1-5065	急傾斜地の崩壊
城 瀬	II-1-4951	急傾斜地の崩壊	川内-4	II-1-5067	急傾斜地の崩壊
中尾原-2	II-1-4952	急傾斜地の崩壊	向 原 東	II-2-0351	急傾斜地の崩壊
今 屋 - 2	II-1-4954	急傾斜地の崩壊	菓子野-5	III-1-9339	急傾斜地の崩壊
母智丘-6	II-1-4965	急傾斜地の崩壊	宮 島 - 2	III-1-9342	急傾斜地の崩壊
大 谷 - 1	II-1-4966	急傾斜地の崩壊	宮 島 - 3	III-1-9343	急傾斜地の崩壊
門 貫 - 2	II-1-4968	急傾斜地の崩壊	宮 島 - 4	III-1-9344	急傾斜地の崩壊
湯之元-8	II-1-4970	急傾斜地の崩壊	筋 - 4	III-1-9354	急傾斜地の崩壊
仙人谷-2	II-1-4971	急傾斜地の崩壊	今 平 - 2	III-1-9355	急傾斜地の崩壊
川原谷-2	II-1-4973	急傾斜地の崩壊	今 平 - 3	III-1-9356	急傾斜地の崩壊
川原谷-3	II-1-4974	急傾斜地の崩壊	今平-3- 新①	III-1-9356-新①	急傾斜地の崩壊
片 平 - 3	II-1-4989	急傾斜地の崩壊	中 金 田	III-1-9357	急傾斜地の崩壊
片平-3- 新①	II-1-4989-新①	急傾斜地の崩壊	母智丘-8	III-1-9359	急傾斜地の崩壊
片平-3- 新②	II-1-4989-新②	急傾斜地の崩壊	出 水	III-1-9360	急傾斜地の崩壊
西生寺-1	II-1-4990	急傾斜地の崩壊	下郡元-4	III-1-9370	急傾斜地の崩壊
西生寺-2	II-1-4991	急傾斜地の崩壊	平長谷-4	III-1-9381	急傾斜地の崩壊
嫁 坂 - 1	II-1-4993	急傾斜地の崩壊	中 原 - 11	III-1-9385	急傾斜地の崩壊
榎 木 - 1	II-1-5054	急傾斜地の崩壊	都 島 - 8	III-1-9395	急傾斜地の崩壊
榎木-1新 ①	II-1-5054-新①	急傾斜地の崩壊	原 村 - 8	III-1-9398	急傾斜地の崩壊
中 原 - 1	II-1-5056	急傾斜地の崩壊	原 村 - 9	III-1-9399	急傾斜地の崩壊
中原-1新 ①	II-1-5056-新①	急傾斜地の崩壊	下今町-2 -新①	III-1-9427-新①	急傾斜地の崩壊
			下今町-2 -新②	III-1-9427-新②	急傾斜地の崩壊

下今町-2 -新③	Ⅲ-1-9427-新③	急傾斜地の崩壊	鷹尾三丁目 -1	I-1-3178	急傾斜地の崩壊
下今町-2 -新④	Ⅲ-1-9427-新④	急傾斜地の崩壊	鷹尾一丁目 -1	I-1-3181	急傾斜地の崩壊
温 水	Ⅲ-1-9430	急傾斜地の崩壊	母智丘-1	I-1-3184	急傾斜地の崩壊
西 別 府	Ⅲ-1-9434	急傾斜地の崩壊	南 鷹 尾	I-1-3192	急傾斜地の崩壊
田 中 - 1	Ⅲ-1-9435	急傾斜地の崩壊	母智丘-2	Ⅱ-1-4807	急傾斜地の崩壊
田 中 - 2	Ⅲ-1-9436	急傾斜地の崩壊	久味木-1	Ⅱ-1-4814	急傾斜地の崩壊
棧敷原-新 ①	Ⅲ-1-9437-新①	急傾斜地の崩壊	久味木-1 -新①	Ⅱ-1-4814-新①	急傾斜地の崩壊
棧敷原-新 ②	Ⅲ-1-9437-新②	急傾斜地の崩壊	久味木-1 -新②	Ⅱ-1-4814-新②	急傾斜地の崩壊
棧敷原-新 ③	Ⅲ-1-9437-新③	急傾斜地の崩壊	久味木-1 -新③	Ⅱ-1-4814-新③	急傾斜地の崩壊
有 里 - 1	Ⅲ-1-9440	急傾斜地の崩壊	久味木-2	Ⅱ-1-4815	急傾斜地の崩壊
女 橋 - 2	Ⅲ-1-9447	急傾斜地の崩壊	下 叢 原 - 3	Ⅱ-1-4829	急傾斜地の崩壊
払 川 - 3	Ⅲ-1-9452	急傾斜地の崩壊	中 原 - 1	Ⅱ-1-4830	急傾斜地の崩壊
大 藪	Ⅲ-1-9453	急傾斜地の崩壊	岳 之 下 4	Ⅱ-1-4833	急傾斜地の崩壊
上安久-3	Ⅲ-1-9454	急傾斜地の崩壊	鷹 尾	Ⅱ-1-4836	急傾斜地の崩壊
建 立 - 1	Ⅲ-1-9455	急傾斜地の崩壊	中 尾	Ⅱ-1-4841	急傾斜地の崩壊
建 立 - 2	Ⅲ-1-9456	急傾斜地の崩壊	和 田 - 5	Ⅲ-1-9362	急傾斜地の崩壊
湯之元-9	Ⅲ-1-9457	急傾斜地の崩壊	中 原 - 4	Ⅲ-1-9372	急傾斜地の崩壊
前 方 - 1	Ⅲ-1-9496	急傾斜地の崩壊	中 原 - 6	Ⅲ-1-9374	急傾斜地の崩壊
前 方 - 2	Ⅲ-1-9497	急傾斜地の崩壊	中 原 - 8	Ⅲ-1-9376	急傾斜地の崩壊
川 内 - 5	Ⅲ-1-9499	急傾斜地の崩壊	平 長 谷	Ⅲ-1-9379	急傾斜地の崩壊
桑 原	Ⅲ-1-9500	急傾斜地の崩壊	原 村 - 5	Ⅲ-1-9386	急傾斜地の崩壊
中 原 - 6	Ⅲ-1-9502	急傾斜地の崩壊	都 原 町 - 1	Ⅲ-1-9389	急傾斜地の崩壊
房 野	Ⅲ-1-9504	急傾斜地の崩壊	都 原 町 - 2	Ⅲ-1-9390	急傾斜地の崩壊
鷹尾五丁目	I-1-0570	急傾斜地の崩壊	中 原 - 12	Ⅲ-1-9420	急傾斜地の崩壊
鷹尾一丁目	I-1-0572	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 757号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
三股町	中野	10-1	地滑り
	高畑	10-2	地滑り
	寺柱	10-3	地滑り
	切寄	土-1	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 758号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都城市	川内谷	04-342-1-012	土石流
	大谷谷	04-202-1-001	土石流
	正応寺谷	04-202-1-002	土石流
	建立寺谷1	04-202-1-003	土石流
	建立寺谷2	04-202-1-004	土石流
	眉白山谷	04-202-1-008	土石流
	下川崎谷	04-202-1-014	土石流
	下川崎谷- 新①	04-202-1-014- 新①	土石流

関之尾谷2	04-202-1-024	土石流
関之尾谷3	04-202-1-025	土石流
湯之元谷3	04-202-2-001	土石流
内山谷1	04-202-2-002	土石流
内山谷2	04-202-2-003	土石流
荒川	I-1-0552	急傾斜地の崩壊
荒川-新①	I-1-0552-新①	急傾斜地の崩壊
荒川-新②	I-1-0552-新②	急傾斜地の崩壊
関之尾	I-1-0553	急傾斜地の崩壊
関之尾-新①	I-1-0553-新①	急傾斜地の崩壊
関之尾-新②	I-1-0553-新②	急傾斜地の崩壊
上川崎	I-1-0554	急傾斜地の崩壊
川崎	I-1-0555	急傾斜地の崩壊
下川崎	I-1-0556	急傾斜地の崩壊
下川崎-新①	I-1-0556-新①	急傾斜地の崩壊
中尾原-1	I-1-0557	急傾斜地の崩壊
庄内西	I-1-0558	急傾斜地の崩壊
庄内東	I-1-0559	急傾斜地の崩壊
今屋	I-1-0560	急傾斜地の崩壊
上平田-新①	I-1-0562-新①	急傾斜地の崩壊
岳之下	I-1-0573	急傾斜地の崩壊
岳之下2	I-1-0574	急傾斜地の崩壊
城山西側	I-1-0575	急傾斜地の崩壊
玉利	I-1-0577	急傾斜地の崩壊
玉利-新①	I-1-0577-新①	急傾斜地の崩壊

玉利-新②	I-1-0577-新②	急傾斜地の崩壊	湯之元-2	I-1-3210	急傾斜地の崩壊
玉利-新③	I-1-0577-新③	急傾斜地の崩壊	湯之元-3	I-1-3211	急傾斜地の崩壊
川原谷	I-1-0578	急傾斜地の崩壊	湯之元-4	I-1-3212	急傾斜地の崩壊
大谷	I-1-0581	急傾斜地の崩壊	湯之元-6	I-1-3214	急傾斜地の崩壊
西区	I-1-0585	急傾斜地の崩壊	湯之元-7	I-1-3215	急傾斜地の崩壊
城園1	I-1-0627	急傾斜地の崩壊	川原谷-1	I-1-3217	急傾斜地の崩壊
木上	I-1-0628	急傾斜地の崩壊	門貫-1	I-1-3218	急傾斜地の崩壊
木上新①	I-1-0628-新①	急傾斜地の崩壊	山内-2-新①	I-1-3220-新①	急傾斜地の崩壊
諏訪前	I-1-0630	急傾斜地の崩壊	山内-2-新②	I-1-3220-新②	急傾斜地の崩壊
向原	I-1-0636	急傾斜地の崩壊	川内-1	I-1-3236	急傾斜地の崩壊
下長飯	I-1-2070	急傾斜地の崩壊	正近-1	I-1-3238	急傾斜地の崩壊
関之尾2	I-1-2071	急傾斜地の崩壊	今屋-1	I-2-0219	急傾斜地の崩壊
菓子野小	I-1-3177	急傾斜地の崩壊	今屋-3	II-1-2072	急傾斜地の崩壊
建立寺	I-1-3179	急傾斜地の崩壊	宮島-1	II-1-4792	急傾斜地の崩壊
平田-1	I-1-3182	急傾斜地の崩壊	菓子野-1	II-1-4793	急傾斜地の崩壊
岳之下3	I-1-3188	急傾斜地の崩壊	鶴之島	II-1-4795	急傾斜地の崩壊
都島公園入口	I-1-3190	急傾斜地の崩壊	助-1	II-1-4802	急傾斜地の崩壊
本城	I-1-3191	急傾斜地の崩壊	助-2	II-1-4803	急傾斜地の崩壊
関之尾3	I-1-3200	急傾斜地の崩壊	助-3	II-1-4804	急傾斜地の崩壊
上川崎-1	I-1-3201	急傾斜地の崩壊	下平田-1	II-1-4805	急傾斜地の崩壊
下川崎-1	I-1-3203	急傾斜地の崩壊	母智丘-3	II-1-4808	急傾斜地の崩壊
下川崎-2	I-1-3204	急傾斜地の崩壊	母智丘-3-新①	II-1-4808-新①	急傾斜地の崩壊
下川崎-3	I-1-3205	急傾斜地の崩壊	母智丘-4	II-1-4809	急傾斜地の崩壊
山内-1	I-1-3206	急傾斜地の崩壊	母智丘-5	II-1-4810	急傾斜地の崩壊
長谷谷1	I-1-3207	急傾斜地の崩壊	大根田-新①	II-1-4820-新①	急傾斜地の崩壊
湯之元-1	I-1-3209	急傾斜地の崩壊			

大根田-新②	II-1-4820-新②	急傾斜地の崩壊	母智丘-6	II-1-4965	急傾斜地の崩壊
大根田-新③	II-1-4820-新③	急傾斜地の崩壊	大谷-1	II-1-4966	急傾斜地の崩壊
大根田-新④	II-1-4820-新④	急傾斜地の崩壊	湯之元-8	II-1-4970	急傾斜地の崩壊
大根田-新⑤	II-1-4820-新⑤	急傾斜地の崩壊	仙人谷-2	II-1-4971	急傾斜地の崩壊
片平-1	II-1-4823	急傾斜地の崩壊	川原谷-2	II-1-4973	急傾斜地の崩壊
片平-2	II-1-4824	急傾斜地の崩壊	川原谷-3	II-1-4974	急傾斜地の崩壊
上ノ原	II-1-4825	急傾斜地の崩壊	片平-3	II-1-4989	急傾斜地の崩壊
下郡元-1	II-1-4826	急傾斜地の崩壊	片平-3-新①	II-1-4989-新①	急傾斜地の崩壊
下郡元-2	II-1-4827	急傾斜地の崩壊	片平-3-新②	II-1-4989-新②	急傾斜地の崩壊
下郡元-3	II-1-4828	急傾斜地の崩壊	西生寺-1	II-1-4990	急傾斜地の崩壊
下郡元-3-新①	II-1-4828-新①	急傾斜地の崩壊	西生寺-2	II-1-4991	急傾斜地の崩壊
中原-2	II-1-4831	急傾斜地の崩壊	嫁坂-1	II-1-4993	急傾斜地の崩壊
原村-1	II-1-4832	急傾斜地の崩壊	榎木-1	II-1-5054	急傾斜地の崩壊
岳之下5	II-1-4834	急傾斜地の崩壊	榎木-1新①	II-1-5054-新①	急傾斜地の崩壊
都島-3	II-1-4835	急傾斜地の崩壊	中原-1	II-1-5056	急傾斜地の崩壊
大岩田-1	II-1-4842	急傾斜地の崩壊	中原-1新①	II-1-5056-新①	急傾斜地の崩壊
大岩田-2	II-1-4843	急傾斜地の崩壊	中原-4	II-1-5059	急傾斜地の崩壊
大岩田-2-新①	II-1-4843-新①	急傾斜地の崩壊	中原-5	II-1-5060	急傾斜地の崩壊
月野原-1	II-1-4940	急傾斜地の崩壊	岩崎-1	II-1-5064	急傾斜地の崩壊
上川崎-2	II-1-4948	急傾斜地の崩壊	正近-5	II-1-5065	急傾斜地の崩壊
上川崎-3	II-1-4949	急傾斜地の崩壊	川内-4	II-1-5067	急傾斜地の崩壊
城瀬	II-1-4951	急傾斜地の崩壊	菓子野-5	III-1-9339	急傾斜地の崩壊
中尾原-2	II-1-4952	急傾斜地の崩壊	宮島-2	III-1-9342	急傾斜地の崩壊
今屋-2	II-1-4954	急傾斜地の崩壊	宮島-3	III-1-9343	急傾斜地の崩壊
			宮島-4	III-1-9344	急傾斜地の崩壊

筋 - 4	Ⅲ-1-9354	急傾斜地の崩壊	棧敷原-新③	Ⅲ-1-9437-新③	急傾斜地の崩壊
今平-2	Ⅲ-1-9355	急傾斜地の崩壊	有里-1	Ⅲ-1-9440	急傾斜地の崩壊
今平-3	Ⅲ-1-9356	急傾斜地の崩壊	女橋-2	Ⅲ-1-9447	急傾斜地の崩壊
今平-3-新①	Ⅲ-1-9356-新①	急傾斜地の崩壊	弘川-3	Ⅲ-1-9452	急傾斜地の崩壊
中金田	Ⅲ-1-9357	急傾斜地の崩壊	大 藪	Ⅲ-1-9453	急傾斜地の崩壊
母智丘-8	Ⅲ-1-9359	急傾斜地の崩壊	上安久-3	Ⅲ-1-9454	急傾斜地の崩壊
出水	Ⅲ-1-9360	急傾斜地の崩壊	建立-1	Ⅲ-1-9455	急傾斜地の崩壊
下郡元-4	Ⅲ-1-9370	急傾斜地の崩壊	建立-2	Ⅲ-1-9456	急傾斜地の崩壊
平長谷-4	Ⅲ-1-9381	急傾斜地の崩壊	湯之元-9	Ⅲ-1-9457	急傾斜地の崩壊
中原-11	Ⅲ-1-9385	急傾斜地の崩壊	前方-1	Ⅲ-1-9496	急傾斜地の崩壊
都島-8	Ⅲ-1-9395	急傾斜地の崩壊	前方-2	Ⅲ-1-9497	急傾斜地の崩壊
原村-8	Ⅲ-1-9398	急傾斜地の崩壊	川内-5	Ⅲ-1-9499	急傾斜地の崩壊
原村-9	Ⅲ-1-9399	急傾斜地の崩壊	桑 原	Ⅲ-1-9500	急傾斜地の崩壊
下今町-2-新①	Ⅲ-1-9427-新①	急傾斜地の崩壊	中原-6	Ⅲ-1-9502	急傾斜地の崩壊
下今町-2-新②	Ⅲ-1-9427-新②	急傾斜地の崩壊	房 野	Ⅲ-1-9504	急傾斜地の崩壊
下今町-2-新③	Ⅲ-1-9427-新③	急傾斜地の崩壊	鷹尾一丁目	I-1-0572	急傾斜地の崩壊
下今町-2-新④	Ⅲ-1-9427-新④	急傾斜地の崩壊	鷹尾三丁目-1	I-1-3178	急傾斜地の崩壊
温水	Ⅲ-1-9430	急傾斜地の崩壊	鷹尾一丁目-1	I-1-3181	急傾斜地の崩壊
西別府	Ⅲ-1-9434	急傾斜地の崩壊	母智丘-1	I-1-3184	急傾斜地の崩壊
田中-1	Ⅲ-1-9435	急傾斜地の崩壊	南 鷹 尾	I-1-3192	急傾斜地の崩壊
田中-2	Ⅲ-1-9436	急傾斜地の崩壊	母智丘-2	Ⅱ-1-4807	急傾斜地の崩壊
棧敷原-新①	Ⅲ-1-9437-新①	急傾斜地の崩壊	久味木-1	Ⅱ-1-4814	急傾斜地の崩壊
棧敷原-新②	Ⅲ-1-9437-新②	急傾斜地の崩壊	久味木-1-新①	Ⅱ-1-4814-新①	急傾斜地の崩壊
			久味木-1-新②	Ⅱ-1-4814-新②	急傾斜地の崩壊

久味木-1 -新③	II-1-4814-新③	急傾斜地の崩壊	<p>祉保健部医療業務課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和3年10月7日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）延岡市昭和町複合店舗 延岡市昭和町二丁目2286番1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社九州リースサービス 代表取締役 磯山誠二 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 未定</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年5月25日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,833㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 C棟南西側 55台（駐車場No.1） D棟西側 5台（駐車場No.2） 合計 60台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 北側敷地北側 20台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 C棟北東側 50㎡（荷さばき施設No.1） D棟北西側 15㎡（荷さばき施設No.2） 北側敷地南側 15㎡（荷さばき施設No.3） 合計 80㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 C棟北東側 8.57㎡（廃棄物等保管施設No.1） D棟北側 1.62㎡（廃棄物等保管施設No.2） 合計 10.19㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 北側建物西側及び南側建物南側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 令和3年9月24日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p>
久味木-2	II-1-4815	急傾斜地の崩壊	
下蓑原-3	II-1-4829	急傾斜地の崩壊	
中原-1	II-1-4830	急傾斜地の崩壊	
岳之下4	II-1-4833	急傾斜地の崩壊	
鷹尾	II-1-4836	急傾斜地の崩壊	
中尾	II-1-4841	急傾斜地の崩壊	
和田-5	III-1-9362	急傾斜地の崩壊	
中原-4	III-1-9372	急傾斜地の崩壊	
中原-6	III-1-9374	急傾斜地の崩壊	
中原-8	III-1-9376	急傾斜地の崩壊	
平長谷	III-1-9379	急傾斜地の崩壊	
原村-5	III-1-9386	急傾斜地の崩壊	
都原町-1	III-1-9389	急傾斜地の崩壊	
都原町-2	III-1-9390	急傾斜地の崩壊	
中原-12	III-1-9420	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和3年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
令和4年2月15日（火曜日）
午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁
- 3 受験願書の受付期間
令和3年12月6日（月曜日）から12月10日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）
- 4 その他
詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市健康福祉部健康増進課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年10月7日から令和4年2月7日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年10月7日から令和4年2月7日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三ヶ所土地改良区（五ヶ瀬町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 崎 進 一	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8125番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、西諸土地改良区（小林市）から令和3年7月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年10月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 高速液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月4日
- (4) 納入場所 宮崎県衛生環境研究所
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分

の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (1) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和3年11月4日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和3年10月7日から令和3年10月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和3年10月7日から令和3年11月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和3年10月7日から令和3年11月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和3年11月17日午前10時（送付にあっては、令和3年11月16日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年11月17日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:
High speed Liquid Chromatograph with Tandem Mass Spectrometer x1
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 17 November, 2021
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

落札者等の公告

一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和3年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
税務電算トータルシステム機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部税務課税務電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
50,400,900円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月29日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
令和3年10月7日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品 検査機器等一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年1月7日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の

10に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

イ 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) に基づく資格停止 (以下「資格停止」という。) を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

オ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年10月20日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629

(2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

(2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

(2) 提出期限 令和3年10月25日午後5時 必着

(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎7階76号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号

(2) 日時 令和3年10月26日午前9時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 質問回答

- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和 3 年 10 月 20 日午後 5 時まで

イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

ウ 提出方法 電子メールによること。

メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答期限 令和 3 年 10 月 22 日午後 5 時まで

イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。

ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

13 その他

- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
A set of inspection equipment, etc.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 25 October, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 10 月 7 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 薬剤及び透析に係る医療機器等一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 4 年 1 月 7 日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

イ 令和 3 年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 3 年 10 月 20 日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7629

- (2) 期間 令和 3 年 10 月 7 日から令和 3 年 10 月 25 日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

- (2) 期間 令和 3 年 10 月 7 日から令和 3 年 10 月 25 日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

- (2) 提出期限 令和 3 年 10 月 25 日午後 5 時 必着

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 7 階 76 号室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号

- (2) 日時 令和 3 年 10 月 26 日午前 9 時 30 分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 質問回答
- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
- ア 提出期限 令和3年10月20日午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp
- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ア 回答期限 令和3年10月22日午後5時まで
- イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 13 その他
- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
A set of drugs and dialysis medical equipment, etc.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 25 October, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年10月7日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 手術室及び中央材料室に係る医療機器等一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年1月7日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- イ 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年10月20日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- (2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 提出期限 令和3年10月25日午後5時 必着
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎7階76号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号
- (2) 日時 令和3年10月26日午前10時
- 7 入札保証金
- 入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
- 病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- 10 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 質問回答
- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
- ア 提出期限 令和3年10月20日午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp
- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ア 回答期限 令和3年10月22日午後5時まで
- イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 13 その他
- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
A set of Operating room and Central Material room medical equipment, etc.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 25 October, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
令和3年10月7日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品 病棟医療機器等一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年1月7日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 10に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- イ 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) に基づく資格停止 (以下「資格停止」という。) を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- オ 会社更生法 (平成14年法律第 154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年10月20日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629
- (2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- (2) 提出期限 令和3年10月25日午後5時 必着
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 7階76号室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- (2) 日時 令和3年10月26日午前10時30分
- 7 入札保証金
入札保証金については、病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 質問回答
- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
- ア 提出期限 令和3年10月20日午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス: keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp
- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ア 回答期限 令和3年10月22日午後5時まで
- イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 13 その他
- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
A set of ward medical equipment, etc.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 25 October, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年10月7日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 外来医療機器等一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年1月7日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- イ 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器

類のものであること。

ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年10月20日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629

(2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで(土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

(2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで(土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

(2) 提出期限 令和3年10月25日午後5時 必着

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎7階76号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号

(2) 日時 令和3年10月26日午前11時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 質問回答

(1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和3年10月20日午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答期限 令和3年10月22日午後5時まで
- イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

13 その他

- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
A set of outpatient medical equipment, etc.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 25 October, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月7日
宮崎県病院局長 桑山 秀彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
手術支援ロボットシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイティーアイ株式会社宮崎支社
宮崎市清武町加納3丁目10番
- 5 落札金額
249,480,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月19日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年9月18日現在次のとおりである。

令和3年10月7日
宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,053人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 212,830人

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年9月18日現在次のとおりである。

令和3年10月7日
宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
串間市選挙区 4,989人

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

令和3年10月7日
宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団高信会 みやざき介護医療院	宮崎市高岡町内山24 20番地1	令和3年9月27日
日向市立養護老人ホーム鈴峰園	日向市東郷町山陰辛 13-1	令和3年9月27日
社会福祉法人ひまわり会ケアハウス岬	東臼杵郡門川町大字 庵川2596番地2	令和3年9月27日

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年9月27日現在次のとおりである。

令和3年10月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,053人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 212,829人

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年9月27日現在次のとおりである。

令和3年10月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

小林市・西諸県郡選挙区 14,983人

--	--